

中部広域市町村圏事務組合特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者指導
監査要綱

平成 29 年 6 月 1 日決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、中部広域市町村圏事務組合（以下「本組合」という。）規約第 3 条第 6 号の規定に基づき、共同処理する事務とされた子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 14 条、第 38 条及び第 50 条規定に基づき実施する立ち入り検査等（以下これらを「指導等」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(指導等の目的)

第 2 条 指導等は、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育（以下「特定教育・保育等」という。）の質の確保並びに施設型給付費、特例施設型給付、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費（以下「施設型給付費等」という。）の支給の適正化を図ることを目的とする。

(指導等の方針)

第 3 条 指導等は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）に対し、法第 33 条及び法第 45 条に定める特定教育・保育施設等の設置者・事業者（以下「設置者等」という。）の責務、特定教育・保育等の提供及び施設・事業所（以下「施設等」という。）の運営に関する基準並びに施設型給付費等の請求等に関する事項について周知徹底させるとともに過誤・不正の防止を図るために実施する。

2 特定教育・保育施設等の指導等は、毎年度当初に実施計画を定めて実施する。

(指導監査の実施体制)

第 4 条 指導監査は、2 人以上の職員をもって編成し、うち 1 人は係長級以上の職員をもって充てるものとする。

2 本組合理事長が発行する子ども・子育て支援検査証（様式第 1 号）を携帯し、関係者に提示すること。

3 実地指導に際しては、指導職員はその身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(指導等の形態)

第 5 条 指導等の形態は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

(2) 実地指導

(指導等の対象の選定)

第6条 指導等は全ての特定教育・保育施設等を対象とし、重点的かつ効率的に実施する観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

(1) 集団指導

ア 新たに確認を受けた特定教育・保育施設等については、概ね1年以内に全てを対象として実施する。

イ アの集団指導を受けた特定教育・保育施設等については、その後の制度の改正、施設型給付費等の請求の実態、過去の指導事例等に基づき必要と考えられる内容が生じたときに、当該指導すべき内容に応じて、対象となる特定教育・保育施設等を選定して実施する。

(2) 実地指導

ア 全ての特定教育・保育施設等を対象に概ね3年に1回実施する。

イ 実地指導の結果、指摘事項に係る改善状況に問題がある等により引き続き指導等が必要と認められる特定教育・保育施設等については、翌年度において実施することができる。

ウ その他、特に実地指導が必要と認められる特定教育・保育施設等を対象に実施する。

(指導等の方法等)

第7条 指導等の方法等は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

ア 指導通知

集団指導の対象となる特定教育・保育施設等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、予定されている指導内容等を文書により当該特定教育・保育施設等の設置者等に通知する。

イ 指導方法

集団指導は、特定教育・保育等の提供、施設等の運営に関する基準、施設型給付費等の請求の方法、制度改正の内容及び過去の指導事例等について講習会等の方式で行う。

なお、やむを得ない事情により集団指導に欠席した特定教育・保育施設等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるとともに、直近の機会に改めて集団指導の対象に選定する。

(2) 実地指導

ア 指導通知

指導対象となる特定教育・保育施設等を決定したときは、あらかじめ実地指導の根拠規定、目的、日時、場所、担当者及び準備すべき書類等を文書に

より当該特定教育・保育施設等に通知する。

イ 指導方法

実地指導は、特定教育・保育施設等の設置者等から関係書類等を基に説明を求め、面談方式により行う。

ウ 結果通知

実地指導の結果、改善を要すると認められた事項については、軽微なもの等を除き、後日、文書によって指導内容を当該特定・保育施設等及び関係市町村長に通知する。

エ 改善報告書の提出

文書で指摘した事項については、文書により報告を求め、提出された報告書は、関係市町村長に通知する。

(監査への変更)

第 8 条 実地指導中に、次に該当する状況を確認した場合は、次条以下に規定するところにより、直ちに監査を行うこととする。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合

(監査の目的)

第 9 条 監査は、特定教育・保育等の質の確保及び施設型給付費等の適正化を図ることを目的とする。

(監査の方針)

第 10 条 監査は、特定教育・保育施設等について、著しい運営基準違反が疑われる場合又は施設型給付費等の請求について不正若しくは著しい不当（以下「違反疑義等」という。）が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを目的として実施する。

(監査対象の選定)

第 11 条 監査は、次に掲げる情報を踏まえて、違反疑義等の確認について特に必要があると認める場合に行う。

なお、特に(3)の情報に基づく場合には、事案の緊急性・重大性を踏まえ、必要に応じて、事前通告なく監査を行う。

(1) 要確認情報

ア 通報・苦情・相談等に基づく情報（具体的な違反疑義等が把握でき、又は違反が疑われる蓋然性がある場合に限る。）

イ 施設型給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す特定教育・保育施設等の設置者等に係る情報

(2) 実地指導において確認した情報

法第14条第1項の規定に基づき行った実地指導において、特定教育・保育施設等について確認した違反疑義等に関する情報

(3) 重大事故に関する情報

死亡事故等の重大事故の発生又は当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの生命、心身又は財産への重大な被害が生じるおそれに関する情報

(監査の方法等)

第12条 監査方法等は次のとおりとする。

(1) 実施通知

監査を行うことが決定したときは、監査の根拠規定、目的、場所、担当者及び準備すべき書類等を文書により特定教育・保育施設等の設置者等に対して通知する。ただし、実地指導中において、監査への変更を行った場合等、これにより難しい場合は、この限りではない。

(2) 実施方法

前条に規定する監査対象の選定基準を踏まえ、特定教育・保育施設等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は担当職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定教育・保育施設等その他特定教育・保育施設等の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行う。

(3) 結果通知

監査の結果、改善を要すると認められた事項については、後日文書によりその旨の通知を行う。

(4) 改善報告書の提出

文書で通知した事項については、文書により改善報告を求め、提出された報告書は、関係市町村長に通知する。

(違反疑義等)

第13条 違反疑義等が認められた場合には、関係市町村長へ行政上の措置を取るよう通知する。

(重大事故が発生した特定教育・保育施設等に係る留意点)

第14条 特定教育・保育施設等における死亡事故等の重大事故に係る検証が市町村によって実施された場合には、検証の結果を踏まえた再発防止策についての当該特定教育・保育施設等における対応状況等を確認する。

- 2 特定教育・保育施設等における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合、検証の結果については、今後の指導等に反映させる。

(復命会)

第 15 条 指導結果、監査結果については、復命会で審議する。

- 2 前項で掲げる復命会は、事務局長、広域連携課長、教育保育指導監査係等で構成し、必要に応じて関係市町村の担当者出席を求めることとする。

(県への情報提供)

第 16 条 集団指導の概要、実地指導の指導結果の通知及び改善報告書の概要について情報提供を行う。

(補則)

第 17 条 この要綱に定めるほか、指導監査の実施に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

様式第1号

(表面)

子ども・子育て支援検査証		第 号
写 真	官職又は職名	
	氏名	
	生年月日	
子ども・子育て支援法第十三条、第十四条、第三十八条及び第五十条に定める当該職員であることを証する。		
年 月 日 交付		印
中部広域市町村圏事務組合		
理事長		

(裏面)

子ども・子育て支援法(抄)
(報告等)

第十三条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要であると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者若しくは小学校就学前子どもの属する世帯の世帯主その他のその世帯に属するもの又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十四条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要であると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育(教育又は保育をいう。以下同じ。)を行う者若しくはこれを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該教育・保育を行う施設若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。
(報告等)

第三十八条 市町村長は、必要であると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定教育・保育施設又は特定教育・保育施設の設置者若しくは特定教育・保育施設の設置者であった者若しくは特定教育・保育施設の職員であった者(以下この項において「特定教育・保育施設の設置者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定教育・保育施設の設置者若しくは特定教育・保育施設の職員若しくは特定教育・保育施設の設置者であった者等に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定教育・保育施設、特定教育・保育施設の設置者の事務所その他特定教育・保育施設の運営に係る場所立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十三条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。
(報告等)

第五十条 市町村長は、必要であると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定地域型保育事業者又は特定地域型保育事業者であった者若しくは特定地域型保育事業所の職員であった者(以下この項において「特定地域型保育事業者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定地域型保育事業者若しくは特定地域型保育事業所の職員若しくは特定地域型保育事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定地域型保育事業者の特定地域型保育事業所、事務所その他特定地域型保育事業に係る場所立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十三条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

注意

1 この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

2 この検査証は、職名の異動を生じ、又は不用となったときは、速やかに返還しなければならない。

1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。